



## 有害物ばく露作業報告等に関するアンケート 集計結果

### [アンケートの概要]

- ① 実施期間：平成20年10月28日～11月10日
- ② 対象事業場数：150事業場  
(平成18～20年度において報告があった事業場)
- ③ 回答事業場数：114事業場 (回答率76.0%)
- ④ 調査方式：厚生労働省から事業場に郵送。事業場がFAXで返信。  
記名回答。

# 1 有害物ばく露作業報告関係

## (1) 報告制度に対する理解度

(設問1) 報告の作成は主にどなたがされましたか？

1. 経営者	2 (2)(%)
2. 工場長等の事業場の責任者	16 (17)
3. 事業場の労働安全の担当者(責任者)	69 (77)
4. 各作業場の作業主任者	3 (3)
5. わからない(作成者不明)	0 (0)
6. その他の者(自由記載)	10 (24)
	<u>合計 100 (113)</u>

{ 総務担当者、公害防止主任者(大気)、化学物質関係法令の担当者 等 }

(設問2) 有害物ばく露作業報告は、労働現場における化学物質の取扱作業について、労働者が当該作業に従事した場合の健康障害のリスクを評価する目的で、実施されているものですが、ご存じでしたか？

1. 理解していた。	95 (106)(%)
2. 知らなかった。	5 (6)
	<u>合計 100 (112)</u>

※設問2で2と回答された方への質問

(設問2-1) どのような目的と理解しましたか？

1. 企業自らがリスク・アセスメントを行い、自主管理を進めるためのもの。	0 (0)(%)
2. 労働基準監督署等がどのような作業を行っているかについて確認するためのもの。	100 (6)
3. その他(自由記載)	0 (0)
	<u>合計 100 (6)</u>

{ 説明はあったが、リスク評価結果を踏まえ、どのような方策をとる必要があるか分からなかった。 }

(設問3) 報告の目的について労働局や労働基準監督署から十分な説明がありましたか？

1. 説明はなかった。	40 (43)(%)
2. 説明はあったが、リスク評価については難解で理解できなかった。	12 (13)
3. 説明はあったが、労働安全衛生法による規制措置といったことは、難解で理解できなかった。	8 (2)
3-2. 説明はあり、理解できた。	19 (20)
4. その他(自由記載)	21 (22)
	<u>合計 100 (106)</u>

{ 説明はあったが、データをどう活かすかは分からなかった。  
報告作成時、何度となく労働基準監督署に出向いた。  
パンフレットのみ受け取った。  
制度新設時に説明があったが、十分では無かった。  
通達を読んで理解した。  
労働基準監督署よりホームページを参照するようにアドバイスされた。  
ばく露実態調査の実施者である中央労働災害防止協会から説明を受けた。 等 }

## (2) 報告作成の困難性

(設問4) 報告作成において問題と感じたことはありますか？

1. 問題があると感じた。 **29 (32)(%)**
  2. 特に問題は感じなかった。 → 【(3)へ】 **71 (80)**
- 合計 **100 (112)**

### ※設問4で1と回答された方への質問

(設問4-1) 報告作成において問題と感じた点は、どのような点ですか？(複数回答可)

1. 報告の義務があるか否かについて判断がつかない。 **38 (16)(%)**
  2. 報告作成に負担が大きい。 → 【設問4-3へ】 **31 (13)**
  3. 報告期間に問題がある。 → 【設問4-5へ】 **14 (6)**
  4. その他(自由記載) **17 (7)**
- 合計 **100 (42)**

- ・ 荷主に情報を頂き、指導してもらってはじめて作成できる。(運送事業者)
- ・ 専用用紙を使用する必要はない(監督署までもらいに行かなければならないのは不都合)。
- ・ 届出は使用量総量であるが、作業員が直接扱う量とすべきではないか？
- ・ パンフレットに記載された物質名、主な別名と製品名が違うため、対象物を見落とす可能性がある。等

### ※設問4-1で1と回答された方への質問

(設問4-2) 報告の義務の有無について判断が困る点は、どのような点ですか？(複数回答可)

1. 対象化学物質(或いは混合物中の対象化学物質)の量が把握できないので、500kg以上の取扱いの有無がわからない。 **6 (1)(%)**
  2. 製品中の対象化学物質の含有率が不明であり、対象製剤か否かが判断できない。 **22 (4)**
  3. ガス、蒸気、粉じんにはく露するおそれのある作業の定義が曖昧であり、対象作業か否かの判断ができない。 **44 (8)**
  4. その他(自由記載) **28 (5)**
- 合計 **100 (18)**

- ・ MSDSの含有率の表示が範囲標記となっていることから対象か否かの特定が困難。
- ・ 対象化学物質の詳細が明確でない(ヒドラジンは対象で、加水ヒドラジンは対象外)。
- ・ 対象化学物質がコバルト化合物となっているのに、金属コバルトについて報告することを指導された。
- ・ 密閉式で取り扱っている場合、はく露はほとんどないと考えるが、はく露する作業の定義が明確でない。

※設問4-1で2と回答された方への質問

(設問4-3) 報告作成に負担が大きい感じた理由はどのような点ですか？(複数回答可)

- |  |              |
|--|--------------|
| 1. 取扱量、含有率、作業従事時間等は、あらかじめ把握しておらず、記入が難しい。 | 47 (14)(%)   |
| 2. 報告項目が多岐に亘るため負担が大きい。                   | 20 (6)       |
| 3. 報告対象化学物質が多く、対応できない。                   | 17 (5)       |
| 4. 報告様式が複雑であり、作成が難しかった。                  | 3 (1)        |
| 5. 報告様式の用途、ばく露作業の種類を選択肢が適切でないため、記載しづらい。  | 7 (2)        |
| 6. その他(自由記載)                             | 7 (2)        |
|  | <u>7 (2)</u> |
|  | 合計 100 (30)  |

- ・ 含有する製品の種類が多く、全てを記載することは不可能。
- ・ 告示改正が定期的に行われず、集計作業者が報告期間等を間違えた。
- ・ 少量多品目の製剤を扱っているため、製造方法、取扱いが多岐に亘る。

※設問4-3で4, 5と回答された方への質問

(設問4-4) 報告様式が適当でないと思われる点について具体的にお書きください。(自由記載)

- ・ 装置産業での製造は密閉された設備で行われており、製造量が多いが、ばく露の可能性はほとんどない。サンプリングは行われるが、頻度は少なく、また、基本的にはこれも密閉系で行われている。
- ・ 用途の選択肢として「合金の成分又は合金」を追加して欲しい。
- ・ 製造量又は輸入量の表示桁数が足りない。

※設問4-1で3と回答された方への質問

(設問4-5) 報告期間に問題があるとした理由は、どのような点ですか？(複数回答可)

- |   |               |
|---|---------------|
| 1. 報告期間が短い。   | 14 (1)(%)     |
| 2. 報告対象期間(前年度1年間が対象期間)の取扱量等の記録をとっていないので、後で報告を求められても対応ができない。 | 14 (1)        |
| 3. その他(自由記載)  | <u>72 (5)</u> |
|   | 合計 100 (7)    |

- ・ 報告対象物の変更案内から提出期限までの期間が短い。
- ・ H18~H20で報告期限が毎回異なった。対象物質の公表を早めに行い、規則にあるように年度末報告としていただきたい。
- ・ 前年度の報告を年度末に求められていたので困惑した。
- ・ 対象物の変更情報を報告期限15日前に入手。
- ・ 対象期間を年度にして報告期間を4~6月にして欲しい。

### (3) 報告制度全般の意見

(設問5) 報告制度の全般に関するご意見があればお書きください。(自由記載)

- ・ 毎年報告の対象となる物質が変更されるので、把握するのが難しい。
- ・ 調査の目的の段階で含有率0.1%が必要なのか？
- ・ 業務が負担となる。
- ・ 各監督署への周知を含め、制度として、確立した上で調査依頼をして欲しい(監督署に問い合わせても即答できない状態で、担当官も困惑気味であった。)
- ・ 調査後のリスク評価について、もっと詳細報告があると良いと思った。
- ・ 報告により実態調査が実施されたが、有害物について作業者にMSDS等で情報を提供している分、細かい部分で環境測定を実施してもらうことにより作業者は有害物について安心してもらえる。
- ・ (報告対象物質、期限などについて)法律条文自体が改正されていくので制度がわかりづらい。
- ・ 現状で良いと思う。
- ・ 調査対象物質が多く、過去にさかのぼり報告するため、調査するのは負担が大きい。
- ・ 別紙で記載、提出可能、含有率等の記載をなくし、総量の記載のみにすることの検討。
- ・ 毎年対象物を変える事の意義を明確にすべき。又、対象物は1報告当たり10物質程度にして欲しい。
- ・ ばく露作業に従事する作業者は不特定、又ばく露作業従事時間。20時間以下/月の最低の報告であり、概略報告値となる。
- ・ 同一の製品でも作業が異なると報告対象になるので項目が増えるところが、負担となる。
- ・ エクセルフォーマットでの作成、電子媒体又はオンラインによる届出を望む。
- ・ 報告の方向性・必要性は理解出来るが、リスク評価後の方向性を同時に示して頂けると有難い。
- ・ 集計された結果のまとめや明らかになった問題点について知りたい。
- ・ 提出が必要となる報告等は、提出遅れや情報入手が遅れないように、厚生労働省から広く、早く伝達するようにして欲しい。

## 2 ばく露実態調査関係

### (1) 調査受入れの状況

(設問6)ばく露実態調査受入れの状況についてお聞きます。

1. 調査協力の要請はなかった(調査は実施していない)。	5 (6)(%)
2. 事前調査(作業内容の聞き取り)のみ受入れた(作業環境測定は、今後受入れの予定)。	5 (6)
3. 事前調査及び作業環境測定とも受入れた。	83 (92)
4. 調査受入れ要請はあったものの、調査は受入れなかった。	7 (7)
	<u>7 (7)</u>
	合計100 (111)

【設問7へ】

※設問6で4と回答された方への質問。

(設問6-1)調査を受入れなかった理由は何ですか？(複数回答可)

1. 調査期間中に対象化学物質の製造・取扱作業がなかったから。	43 (3)(%)
2. 調査結果により規制がかかるから。	0 (0)
3. 調査により作業に支障を来すおそれがあったから。	0 (0)
4. 忙しくて調査に対応できなかったから。	0 (0)
5. 製造・取扱工程・技術の中に企業ノウハウや特許があり、調査により漏洩のおそれがあるから。	14 (1)
6. その他(自由記載)	43 (3)
	<u>43 (3)</u>
	合計100 (7)

・ 対象化学物質を完全密閉化で取り扱っているため、ばく露作業はほとんどないため。  
・ 事前調査にはみえたが報告対象物質が間違っていた事を確認した。  
・ 自社で事前に調査し必要有れば即改善したい。

### (2) 調査実施上の問題点

(設問7)調査受入において問題と感じたことはありますか？

1. 問題があると感じた。	13 (13)(%)
2. 特に問題は感じなかった。→【(3)へ】	87 (91)
	<u>87 (91)</u>
	合計100 (104)

※設問7で1と回答された方への質問。

(設問7-1)問題があると感じた点は、どのような点ですか？(複数回答可)

1. 調査員からの調査方法等に関する説明が不十分であったため、準備や対応がうまくできなかった。	8 (1)(%)
2. 調査方法・手続等に問題があり、準備や対応がうまくできなかった。→【設問7-2へ】	31 (4)
3. 調査の実施により作業に支障が生じた。→【設問7-3へ】	23 (3)
4. 調査は、規制につながるのみで、自社にメリットはないと感じた。	0 (0)
5. その他(自由記載)	38 (5)
	<u>38 (5)</u>
	合計100 (13)

・ 実際に調査はなかったが、来られると業務がSTOPするので効率が悪い。  
・ 本船の動静如何によるので約束できない(運輸業)。  
・ 対象化学物質は、今後調査対象外を希望する。  
・ 調査対象事業所の選定方法が曖昧。  
・ 調査受入は11月に行うため、問題の有無の把握はこれからであるが、対象物質を取扱う製品の生産量が少ないため、日程調整が難しい。

※設問7-1で2と回答された方への質問。

(設問7-2) 準備・対応がうまくできなかった理由として、どのような点がありますか？(複数回答可)

- |  |               |
|--|---------------|
| 1. 調査結果の公表等の取扱いが不明確であったから。                                 | 0 (0)(%)      |
| 2. 製造工程・技術にかかる特許、企業ノウハウの漏洩防止の配慮(漏洩防止に係る誓約書の作成等)がなされていないから。 | 25 (1)        |
| 3. その他(自由記載)   | <u>75 (3)</u> |
|  | 合計 100 (4)    |

[ ]

※設問7-1で3と回答された方への質問。

(設問7-3) 調査を実施して、どのような支障が生じましたか？(複数回答可)

- |  |               |
|--|---------------|
| 1. 調査方法が適当でなく、作業に支障が生じた。                 | 0 (0)(%)      |
| 2. 作業環境測定に時間がかかりすぎ、立ち会い等で作業に支障が生じた。      | 33 (1)        |
| 3. 個人ばく露測定等により、従業員の作業に支障が出たり、健康上の不安が生じた。 | 0 (0)         |
| 4. その他(自由記載)                             | <u>67 (2)</u> |
|  | 合計 100 (3)    |

- [ ]
- ・ 調査時に当社が撮影した写真を要求された。後日メールにて送付。
  - ・ 調査の直前に測定箇所が追加(空缶洗浄、保缶場所)され、立会に時間を要した。
  - ・ 時間がかかりすぎと思う。
  - ・ 測定の時間設定により、減産せざるを得なかった。
  - ・ 対応に時間を取られた。複数の場所について受けたが全く製造パターンの異なるものであり、1日で実施しようとするが無理矢理生産調整をせざるを得なかった。

### (3) 調査の改善要望

(設問8) 調査について改善すべき点があれば、具体的にお書きください。(自由記載)

- ・ 取扱う調査化学物質が他にある場合、同時に作業環境測定を実施すべきである。
- ・ 個人ばく露測定に時間がかかるので、作業者の負担が大きい。
- ・ 事前調査を受け入れ作業環境測定のスケジュールも決定いたしました。弊社測定対象設備にトラブルが発生、やむなく作業環境測定を中止させていただきました。
- ・ 当社説明以上の内容を公開する場合、最低限公開可否の確認があつてしかるべき。
- ・ 事業説明時にサンプリング画、サンプラー、粒子カットサイズを説明すべき。
- ・ 日程調整が難しい。
- ・ 作業環境測定の間を交代勤務に合わせるため、常勤者が就業時間外に対応する事になってしまう。
- ・ 使用量ではなく人の直接取扱量で対象事業場を選定すべきでは。
- ・ 11月中旬に、調査受入を行うため、問題の把握はこれからであるが、24時間操業と対象品種の生産量が少ないため、調査受入の調整が難しい。
- ・ 民間企業(中災防)が調査されるのは、少し抵抗があります。厚生労働省からの明確な依頼文書が必要と思います。

### (4) 調査の効果

※設問6で2, 3と回答された方(事前調査等を受入れたと回答された方)への質問

(設問9) 調査の受入れにより効果等がありましたか？

- |   |             |
|---|-------------|
| 1. 自社の化学物質取扱い作業に労働安全上の問題意識をもつことができた。          | 37 (45)(%)  |
| 2. 個々の取扱い作業について、労働安全上のリスクを考慮するきっかけとなった。       | 16 (19)     |
| 3. 調査により、作業環境測定結果が得られ、作業環境改善の検討を開始するきっかけとなった。 | 21 (25)     |
| 4. 特に効果等はなかった。                                | 13 (16)     |
| 5. その他(自由記載)                                  | 13 (16)     |
|   | 合計100 (118) |

- ・ 調査結果に問題がなかったの。
- ・ 対象職場が労働衛生の意識をより持つようになった。
- ・ ばく露時間が極端に少ない作業まで報告が必要か？
- ・ 作業環境測定の結果が届いていないが、楽しみである。
- ・ ばく露実態調査結果がまだのため、評価できない。
- ・ 今後予定の環境測定により効果の有無を判断していく。
- ・ ばく露作業報告の意義が明確になり、理解が広まった。
- ・ 作業環境測定の結果が得られ問題がないということが分かれば良いと思う。
- ・ 作業環境測定結果を受けて作業環境改善等の見直しを検討する。 等



## (5) 調査全般の意見

(設問10)調査全般に関するご意見があればお書きください。(自由記載)

- ・ 事前調査で取扱い等に問題がなければ作業環境測定は不要と考える。
- ・ 初回、2回目と続けて実態調査を受け入れたが、特定の事業場に偏らないよう選定をお願いしたい。
- ・ 具体的な測定を見ることができ、参考になった。
- ・ 事前打ち合わせも現地で行い、スムーズな測定をしてもらった。
- ・ 調査はACGIH法であったが、管理濃度等委員会でこの方法は採用されなかった。
- ・ 調査受入れは問題ないが、事前に準備するもの、見学される作業を早めに知らせて欲しい。また、機密事項にご配慮願いたい。
- ・ 調査の頻度が高くなると対応が困難になる場合も出てくる。
- ・ 分析に少量使用するのが現状であり、ばく露作業とすることには疑問がある。
- ・ 正しく報告し、測定を受け入れている所の作業環境を測定してもそんなに悪い結果が出るとは考えられない。労働者の健康を守るのであればもっと別の対応が必要である。
- ・ 今回の測定を自社の作業測定環境士が直接経験することができ、今後の測定に役立てると思う。
- ・ 取扱量は少ないが、実験レベルの作業の方がばく露リスクは高いと思う。
- ・ 事前調査時の説明はわかりやすかった。
- ・ 説明、対応共に親切であった。等

### 3 その他

(設問11)現在、500kg以上の製造・取扱いのある事業場を対象に報告が義務付けられていますが、この場合、500kg未満の「少量の製造・取扱い」については把握ができず、これら作業の中に特殊な作業が有る場合には、当該作業に対して、十分な考慮ができない可能性が指摘されています。事業場の立場でどう考えますか？

1. 少量の製造・取扱いが想定される物質については、500kgに拘らず、適切な裾切り値(例えば100kg以上)を定めて、報告を求めるとし、作業を丁寧に把握すべき。 **19 (20)(%)**
  2. 裾切り値を見直さず、少量(500kg未満)の取扱い等のうち、リスク評価において特別の考慮を求めたい作業については、企業又は事業場の判断で、報告できる仕組みとすべき。 **47 (49)**
  3. 500kg未満の取扱作業等についても報告をを求める場合、事業場の負担が拡大するので、裾切り値は現行通りとし、別の手段による把握を検討すべき。 → 【設問11-1へ】 **28 (30)**
  4. その他(自由記載) **6 (6)**
- 合計 100 (105)**

- ・ 裾切り値は、各物質の有害性に応じて定めるべき。
- ・ 平成19年10月に実態調査を行ったが、事前より打ち合わせも現地で行い、スムーズな測定をしてもなかった。
- ・ 特殊な作業が有るのならば、その明示を。
- ・ 裾切り値は、現行のままでよいが、研究等で物質の有害性が認識された時には法改正等で対応し、管理項目を定めるなど行っていただきたい。
- ・ 取り扱い量の大小でばく露作業のリスク評価をすべきでないと思う。
- ・ 正しく報告している所ばかりの手間が増えるばかりで本来の目的を逸脱することとなる。
- ・ 取扱量が500kgの根拠が分からない。量というよりばく露実態に基づく調査が必要。
- ・ なぜ、裾切り値が500kgなのかわからない。有害性の重大度、国内流通量等を基準にし、物質毎に違う数値でも良いのではないか？
- ・ リスク評価を基に、対象事業所を拡げるべきと思う。

※設問11で3と回答された方への質問。

(設問11-1)どのような把握手段が有効かつ適当と考えますか？

1. 業界団体を通じた調査による把握 **60 (18)%**
  2. 代表的な企業からの聞き取りによる把握 **40 (12)**
  3. その他(自由記載) **0 (0)**
- 合計 100 (30)**

※本資料については、表現を修正すべきとのご意見を検討会で頂戴したため、ご意見を踏まえて修正を行っており、検討会の際に配布したものと一部異なっております。